

いじめ防止基本方針

2026

- 1 目的
- 2 基本理念
- 3 いじめ対策等の組織について
- 4 いじめとは
- 5 本校におけるいじめ対応
 - 1 未然防止
 - 2 早期発見
 - 3 早期解決
 - 4 ネットいじめの対応
- 6 家庭や地域との連携協力、参画体制の構築

札幌市立太平中学校

平成27年(2015年)11月25日策定
令和6年(2024年)6月25日改定
令和8(2026)年4月7日見直し

いじめ防止基本方針

いじめ防止対策法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校の実情に応じた、いじめ防止等の対策のための基本方針を定める。「いじめ防止基本方針」にはいじめの未然防止、早期発見および早期解消を主な項目とし、「学校がどういじめを防止しようとしているか」、そのために「教職員は何をするのか」を示す。

1 目的

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることを理解し、本校生徒の尊厳を保持するとともに、安心して健やかに成長できる環境を保障するよう、いじめの未然防止、早期発見および早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項を定めることにより、いじめ防止のための対策を、総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 基本理念

本校では、いじめ問題に対して学校全体の問題であるにとらえ、いじめ防止に向けた指導体制を強化し、学校方針「いじめは絶対に許さない」のもと、未然防止、早期発見に取り組み、認知した場合は適切に解決する。また次の旨を実行する。

- 1 いじめが本校生徒全員に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習をはじめ諸活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- 2 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めさせること。
- 3 いじめを受けた生徒の生命と心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すこと。
- 4 いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ち、認知した場合は緊張感をもって迅速に対応すること。

3 いじめ対策等の組織について

1 組織の設置

いじめに関わる問題の予防、早期解決、いじめを受けた生徒やいじめた側のケア等に組織的に対応するため「学校いじめ対策委員会」を招集する。組織の責任者は校長とし、構成員は教頭、主幹教諭、生徒指導部長、教務部長、学年主任、養護教諭、教育相談係、該当学級担任、スクールカウンセラーにより構成する。必要に応じて相談支援パートナー、学びのサポーターの他、スクールソーシャルワーカーや弁護士、警察経験者などの外部専門家、地域の関係者なども加わる。校長が不在の場合は教頭が組織の責任者となる。

2 組織の運営

- ① 定例会の会議を月に1回開催し、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認すると共にいじめ防止に向けた啓発などを積極的に発信する。
- ② いじめに係るアンケート実施後に会議を開催し、アンケート結果や面談等の内容を検討する。
- ③ いじめの疑いを把握した場合は、迅速に臨時の会議を招集し、現在の状況を共有、いじめの認知の判断を行い、今後の具体的な支援計画の作成、実行、検証、修正を行う。迅速に対応することが必要であることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで開催する。その場合、定例会の会議で再度確認をする。また、構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、個別に意見をもとめ、必要に応じて再度委員会を招集するものとする。
- ④ いじめの疑いを把握した場合は、いじめを受けた生徒のケアのみに終わらず、いじめた側がなぜそのような行為に至ったか、そこに内在するいじめた側の要因を取り除くケアも検討する。
- ⑤ 本会議の会議録を作成し、校長の決済を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

4 いじめとは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人間関係のある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。（いじめ防止対策推進法第二条）

2 いじめの態様

いじめの態様には、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・金品をたかられる。また隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・SNS上で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・持ち物を勝手に使われる。放置される。
- ・仕事を押しつけられる。

5 本校におけるいじめ対応

1 未然防止

① 子どもの声を聴くことを意識した教職員の生徒への対応

子ども一人一人が「自分を大切にされている」と実感できる学校作りに向けて、「子どもの声を聴く」を大切に、学校教育を推進していく。

- ・定期的ないじめや悩み調査を実施する。
- ・コミュニケーションツールなどを利用して、気軽に生徒とのやり取りができる環境作りを整える。
- ・休み時間の廊下巡視や学級内での見守りを通して、生徒とのコミュニケーションに心がける。
- ・生徒の相談等をまずは受け入れる姿勢を示すなど、共感的な支援・指導に努める。

② 規範意識の向上

規範意識を向上させる中で、「いじめは絶対許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であること」という認識を身につけさせることができる。

- ・秩序のない集団がいじめを生む温床となる。
- ・ルールを遵守させることがいじめの防止に向け重要である。
- ・「いじめは絶対に許されないこと」という教師の姿勢を学級開きなど最初の段階で理解させ、機会をとらえて示す。
- ・先生に相談することは「正しいこと」というとらえ方を啓発する。
- ・日常生活を見守り、指導を継続する。
- ・学年や学校全体で統一した指導を図る。

③ 自己有用感の醸成

他者から認められている自己有用感の高い生徒は、他者をおとしめることで自分の存在を高めようとする必要がない。

- ・自己有用感の高い生徒は相手の存在や尊厳を認めることができる。
- ・生徒が活動する場を積極的に組織し、意見を交流し、認め合う経験をさせる中で自己有用感を高め、他者を認め大切にできる人間に成長させる。
- ・体験活動の充実。主体的な活動の場、協働の場の設定。旅行的行事、生徒会行事、学校行事等。

④ わかる授業

わかる授業を展開し、学習に対する成就感、達成感を持たせる。

- ・「基礎基本」に重点を置いた授業。学業不振が他者への圧力という形で表れないようにする。
- ・学び合い、話し合いの場を取り入れる。
- ・授業でほめて、活躍を期待する。
- ・授業中の冷笑などには適切な指導をする。力関係が表れることも多いので十分留意し、以後継続的に見守る。

⑤ いのちを大切にす指導

教育活動全体を通して「いのちの大切さ」「他人を思いやる心」に重点を置いた道徳教育の推進。

- ・豊かな情操と道徳心を養う。正しい善悪の判断を大切にする。
- ・全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。
- ・講演会（全校道徳、学年道徳）を企画し、生命誕生やかけがえのない命について考えさせる。

⑥ Q-Uテストを利用した学級経営

Q-Uテストを利用して学級内の人間関係を調査し、学級経営に生かして友愛的な学級づくりを図る。

- ・各群に対応した指導により、満足群への引き上げを図る。
- ・人間関係を重視した集団づくりを意図し、学年での話し合いを経て学年、学級の実態を反映した実効性のある方策を立てる。
- ・リレーションを基本に子どもに目標、夢や希望を持たせる集団づくりを図る。
- ・集団内で役割を担い、温かい人間関係の中でお互いの違いを認めるとともに「相手の良さを見つけ伝える態度」を持つ集団づくりを図る。

⑦ 生徒会活動を通じた取組

生徒の活動を通じ、生徒自らがいじめ防止に向けた意識を高める活動を組織する。

- ・あいさつ運動の推進。「いじめ防止標語」「友人のよいところさがし」等。
- ・生徒総会での「いじめ防止のための宣言」。

⑧ 情報モラルの育成

情報モラルの向上に向け、生徒、保護者に積極的な啓発を図る。

- ・中学入学時に、保護者説明会等でスマートフォン、インターネット利用の啓発活動を行う。
- ・学年PTA、懇親会等を利用し、情報モラルについての保護者に第一義的役割を認識してもらう。
- ・生徒に生活の心得指導等を通じ、適切な機器利用方法を身に付けさせる。

2 早期発見

① 生徒理解に向けた積極的な関わり

生徒との対話を大切にし、小さな変化を見落とさない。変化に気づくゲートキーパー。

- ・いじめはエスカレートするものと理解し、軽微なものもいじめととらえることにより重大化する前に対処する。（ちょっかひの掛け合い、いじり、噂話など）
- ・生徒に絶えず声かけを行い、日常の言動や態度、交友関係やその変化に注意する。
- ・本人および保護者や周囲の友人が打ち明けやすい信頼関係と雰囲気づくり。
- ・個々の生徒、集団の観察を心がけ、気づいたことは教職員間で情報交換する。

② 教育相談の充実、アンケートの実施

心の状態を把握する。

- 年間を通じた定期的な教育相談の実施。定期的な担任と生徒の教育相談。
- 生徒の希望による教育相談。
- 学期毎に定期的なアンケートを実施し、いじめの疑いの内容があれば学校いじめ対策委員会に報告し、対応していく。
- 学校評価アンケートによる保護者との連携。

③ 多面的な情報の収集と活用

学校のあらゆるソフトを活用して情報収集し、校内体制を充実させて連携する。

- SC、相談支援パートナー、特別支援教育コーディネーター、学びのサポーター、養護教諭等との連携。
- 授業での冷笑等、あらゆる教育活動での小さな懸念の情報交流。
- 心配な生徒への対応は一人で抱え込まず、チームで対応し、全教職員で情報を共有する。
- 欠席や遅刻等での保護者との誠意ある対応。

3 早期解決

① 初動体制

いじめと疑われる事案が生じた場合、学校いじめ対策委員会を招集し、判断する。いじめと認定された場合、いじめアセスメントシートにより情報共有すべき内容をまとめ、迅速で確実な組織的対応をする。

- 情報を把握した場合、学年、指導部、管理職に報告する。担任等の特定教職員だけでなく組織対応とする。
- 事実関係の速やかで的確な把握。
- 内容に応じた柔軟な対応を視野に、具体的指導、支援を決定。
- 本人、保護者への誠意ある対応。家庭訪問等で指導方針の説明と理解を得る姿勢を大切にす。話を傾聴し主訴を理解し共感的姿勢を心がける。
- 全教職員への事実と対応方針の連絡。
- 情報のすり合わせ、指導過程で得られた情報等による方針の修正。

② 被害生徒への支援

被害生徒が安心して教育を受けることを第1にする。

- 事実を確認した場合、被害生徒の視点第1で対応する。
- 被害生徒が安心して学校生活を送れるよう必要な対策を取る。
- 本人、保護者の気持ちを尊重した対応。
- 登校時、授業準備時間、昼休み等の継続した見守り。
- 養護教諭、スクールカウンセラーや本人が望む人的配置も視野に入れて、継続的な心のケアを図る。

③ 加害生徒への指導及び支援

「いじめはどんな場合も許されない」ことを指導すると共に、いじめの背景にある加害生徒の抱える悩みにも目を向け支援する。

- 行為に対し正面から向き合わせ、いじめはどんな理由があっても許されないことだと理を尽くし冷静に指導する。
- 相手の心の痛みを理解させる指導。被害生徒との認識のずれをふまえた指導。
- いじめを行った動機や気持ちをしっかり振り返らせて、今後の生活はどうすべきか、被害生徒との関係、距離の取り方について指導する。
- いじめに至った加害生徒の背景にあるものにも目を向け加害生徒の心のケアも平行して行い、いじめの再発防止につなげる。
- 保護者に事実を伝えて協力を要請する。従前のトラブル等を理由にして、自分の子どもを弁護する傾向が強いときは、それらの不満を聞きつつも、要請すべきことはしっかり要請する。

④ 周囲の生徒への指導

傍観はいじめに加担していることと同じであることを理解させ、正しい行動ができるように指導する。

- 相手が不快になるからかいやちょっかいはいじめであり、それに同調することはいじめに加担することであることを認識させる。
- 「見てて笑っただけ」もいじめに加担していることであることを理解させる。
- いじめは周囲の生徒の関わり方によってエスカレートし、深刻化する場合もあることを理解させ、同調するような言動は決してしないように指導する。
- 「それはいじめだ」と指摘できる勇気の大切さと美しさを教えると共に、教師に伝えることがとても大切であることを理解させる。
- いじめを指摘しやめさせることは、被害生徒だけでなく、加害生徒を救うことでもあることを理解させる。

⑤ いじめの解消と再発防止

いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守り実施するとともに、被害生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認し、組織的にいじめの解消を判断する。

- 3か月経過後も折を見て、その後の状況を確認する。
- いじめの解消については、学級担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策委員会で確認し、判断する。
- 被害生徒と保護者の了承を得て、再発防止のための全体指導を行う。
- 互いを尊重し、認め合う人間関係の集団づくりに努める。全教育活動を通して、思いやりの心や正義感を育成する。

⑥ いじめの重大事案

教育委員会と連携して対処する。

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会と連携し警察への相談・通報を行い適切な援助を求め、対処をする。

- 重大事案調査の目的は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校が事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態発生の防止を図ることにある。

- ・調査の進捗状況等及び調査結果は、学校からいじめられた生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。

4 ネットいじめへの対応

文字や画像で、特定生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板に送信する、特定の生徒になりすまして個人を貶める行為をする、掲示板等に特定生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめである。その特殊性から、予防および対応が必要である。

① ネットいじめの予防

- ・保護者への啓発（家庭での使用ルール、情報モラル、フィルタリング等）
- ・機会をとらえた情報教育、モラルの指導
- ・非行防止教室、防犯教室等の講話の実施

重点指導内容

1. 人の悪口やうわさ話をかきこまない。
2. 心の内を安易にSNSに載せない。
3. 個人が特定できる画像をSNSに載せない。
4. 信頼を裏切ることをしてしない。
5. 情報を正しく判断する。
6. 不適切な内容に対して正しい判断と行動をする。
7. 不適切な言動が招く事態に気づかせる。
8. SNSで知り合った相手と会うことは、犯罪やトラブルに遭う可能性が高いことを理解させる。

② ネットいじめの対応

- ・被害生徒からの訴えの他、閲覧者からの情報を得られやすいよう、生徒や保護者、地域に対し協力を依頼しておく。またネットパトロールからの情報も活用する。
- ・状況の確認、状況記録を行い、内容により管理者へ連絡しての削除依頼、関係機関への相談を視野に入れる。
- ・学級、学年など特定範囲へは、他の問題同様の対応をする。

6 家庭や地域、小学校との連携協力、参画体制の構築

1 積極的な情報交流と意見交流

- ① 多面的情報収集の1つとして、PTA運営委員会や学年、学級PTA等で積極的な情報交流、意見交流を図り、連携強化する。
- ② 情報提供と協力依頼により、複数の大人で見守る視点を大切にする。
- ③ 小学校との情報共有を密にし、互いの研修会へも積極的に参加する。

2 学校評価における配慮

学校評価の項目に「いじめ対策」を加え適正に評価する。